

# 山梨県公報

号外第四十二号

令和二年

十月十六日

金 曜 日

## 目 次

- 条 例
- 公害紛争処理法第十八条第一項の期間を定める条例……………一
  - 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………一
  - 山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例……………二
  - 山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例……………二
  - 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………二

## 条例のあらまし

- 公害紛争処理法第十八条第一項の期間を定める条例(条例第四十五号)(大気水質保全課)
  - 1 公害紛争処理法の一部改正に鑑み、公害審査委員候補者の委嘱期間を三年とする」とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)(子育て政策課)
  - 1 子どもを安心して育てることができ環境を整備するための事業を拡充して実施するため、次の改正を行うこととした。
    - (一) 基金の対象事業に「幼児に対する教育及び保育の無償化を円滑に実施するための事業」を追加する。
  - (二) 条例の失効期日(平成三十三年三月三十一日)を令和六年三月三十一日に改める。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(税務課)
  - 1 社会福祉の充実及び教育文化の振興に係る財政上の必要に基づき、中小法人等を除く法人に対し、法人県民税の法人税割の税率の特例を適用する期間を令和三年三月三十一日までから令和八年三月三十一日までに延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(畜産課)

1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正に鑑み、豚熱のワクチン接種の手数料の対象となる家畜にのししを追加することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(建築住宅課)

1 建築基準法の一部改正に鑑み、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は高さに関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

公害紛争処理法第十八条第一項の期間を定める条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十五号

公害紛争処理法第十八条第一項の期間を定める条例

公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十八条第一項の条例で定める期間は、三年とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に公害紛争処理法第十八条第一項の規定により委嘱される公害審査委員候補者について適用する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十六号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例(平成二十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

九 幼児に対する教育及び保育の無償化を円滑に実施するための事業

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第四十七号**

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の十一中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第四十八号**

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

山梨県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「一豚熱 一豚一頭につき二百四十円

」を「一豚熱 一豚又はいのしし一頭につき二百四十円 一」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第四十九号**

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように

改正する。  
別表第六中六十一の項を六十三の項とし、二十七の項から六十の項までを二項ずつ繰り下げ、二十六の項の次に次のように加える。

<p>二十七 法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>二十八 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。